

四半期報告書

(第40期第1四半期)

株式会社 幸楽苑

四半期報告書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【事業等のリスク】	5
3 【経営上の重要な契約等】	6
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	6
第3 【設備の状況】	14
第4 【提出会社の状況】	15
1 【株式等の状況】	15
2 【株価の推移】	19
3 【役員の状況】	19
第5 【経理の状況】	20
1 【四半期連結財務諸表】	21
2 【その他】	30
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	31

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 東北財務局長

【提出日】 平成21年8月14日

【四半期会計期間】 第40期第1四半期(自 平成21年4月1日至 平成21年6月30日)

【会社名】 株式会社幸楽苑

【英訳名】 KOURAKUEN CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 新井田 傳

【本店の所在の場所】 福島県郡山市田村町金屋字川久保1番地1
(同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記で行つております。)

【電話番号】 024(943)3351(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 久保田 祐一

【最寄りの連絡場所】 福島県郡山市田村町上行合字北川田2番地1

【電話番号】 024(943)3368

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 久保田 祐一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第39期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第40期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第39期
会計期間	自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 6月30日	自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 6月30日	自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日
売上高 (千円)	8,307,779	8,396,045	34,264,793
経常利益 (千円)	241,079	373,578	1,738,038
四半期(当期)純利益 (千円)	112,636	181,534	519,573
純資産額 (千円)	8,167,484	8,428,171	8,409,295
総資産額 (千円)	20,426,979	20,551,310	21,452,444
1株当たり純資産額 (円)	499.82	516.00	514.79
1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	6.92	11.16	31.96
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	6.24	—	31.16
自己資本比率 (%)	39.77	40.81	39.00
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△69,091	△140,199	1,699,035
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,334,427	△1,096,864	712,026
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△328,555	△503,034	△1,068,822
現金及び現金同等物の 四期末(期末)残高 (千円)	2,280,414	945,775	2,685,874
従業員数 (名)	1,034	1,148	1,026

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第40期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）にて営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数(名)	1,148 (3,245)
---------	---------------

- (注) 1 従業員数は、就業人員であります。
2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第1四半期連結会計期間の平均雇用人員(1日7.75時間換算)であります。
3 従業員数が当第1四半期連結会計期間において122名増加しておりますが、これはラーメン事業セグメントの業容拡大に伴う定期採用等によるものであります。

(2) 提出会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数(名)	1,143 (3,244)
---------	---------------

- (注) 1 従業員数は、就業人員であります。
2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第1四半期会計期間の平均雇用人員(1日7.75時間換算)であります。
3 従業員数が当第1四半期会計期間において121名増加しておりますが、これはラーメン事業セグメントの業容拡大に伴う定期採用等によるものであります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額(千円)	前年同四半期比(%)
ラーメン事業	1,187,993	12.6
その他外食事業	—	—
その他の事業	—	—
合計	1,187,993	12.6

(注) 1 上記の金額は、製造原価で表示しております。

2 金額の記載については、消費税等抜きで表示しております。

(2) 受注実績

当社は店舗の売上計画に基づき見込生産を行っておりますので、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額(千円)	前年同四半期比(%)
ラーメン事業	8,305,186	1.2
その他外食事業	74,501	△1.5
その他の事業	16,358	△42.4
合計	8,396,045	1.0

- (注) 1 セグメント間の取引については相殺消去しております。
 2 主要顧客(総販売実績に対する割合が10%以上)に該当するものはありません。
 3 直営店売上についての地域別販売実績は、次のとおりであります。

地域別	金額(千円)	前年同四半期比(%)
福島県	779,352	△0.8
宮城県	769,574	4.8
山形県	200,160	6.1
栃木県	405,396	13.2
新潟県	230,949	16.0
茨城県	601,095	9.0
群馬県	197,640	0.2
埼玉県	851,846	0.8
千葉県	771,740	0.3
東京都	595,748	△2.8
神奈川県	477,202	△0.5
秋田県	182,587	13.8
静岡県	356,784	2.3
山梨県	117,445	26.7
愛知県	485,837	△6.6
三重県	136,539	△10.6
岐阜県	127,821	△0.7
長野県	147,022	△2.7
京都府	13,302	△33.3
滋賀県	47,159	18.6
大阪府	133,205	△17.4
奈良県	22,598	△39.3
石川県	8,746	△72.5
富山県	55,976	△0.4
兵庫県	122,312	△4.7
岩手県	96,006	38.0
青森県	122,715	6.3
福井県	52,824	△7.2
和歌山県	5,855	△40.3
合計	8,115,448	1.4

- 4 金額の記載については、消費税等抜きで表示しております。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、事業等のリスクについて新たに生じた重要な事項及び重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第1四半期におけるわが国の経済は、一部の景況判断で下げ止まりの兆しが見られるものの、依然として世界的な景気後退の影響を受け、停滞感の強い状況で推移いたしました。また、企業業績の悪化による雇用や所得に対する先行き不安から、消費マインドが低迷し、個人消費も低調に推移いたしました。

外食産業におきましても、景気停滞による生活防衛意識の高まりから外食機会が減少する一方で、競合他社との競争も激化しており、厳しい経営環境が続いております。

このような状況の中で、当社グループは、より安く・よりおいしい商品提供により顧客満足度を高め、既存店客数前年比を回復させることを最重要課題とし、低価格戦略を継続するとともに店舗QSCレベル向上に取り組んでまいりました。また、収益性及び利益率の改善に向けた諸施策を推進してまいりました。

この結果、当第1四半期の業績につきましては、売上高は8,396百万円（前年同四半期比1.0%増）の増収となり、営業利益は352百万円（同37.8%増）、経常利益は373百万円（同54.9%増）、四半期純利益は181百万円（同61.1%増）と大幅な増益となりました。

また、当第1四半期末のグループ店舗数は426店舗（前年同四半期比10店舗増）となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであり、金額についてはセグメント間の内部売上高又は振替高を含んで表示しております。

① ラーメン事業

ラーメン事業においては、店舗従業員に対する調理資格制度（マイスター制度）を導入し、各種マイスター取得者を計画的に育成することで、主力商品（らーめん・ギョーザ・チャーハン）の品質向上に取り組んでまいりました。当第1四半期末において、ギョーザマイスターを約5,500名、チャーハンマイスターを約2,000名育成しており、今後は麺マイスターの育成に着手する計画になっております。また、サービスレベル向上と客席回転率向上を目的とし、サービスオペレーションの見直しを進めております。さらに、東北・関東を中心とした東日本地区において創業価格フェア（焼ギョーザ105円セール）の実施や、関西・東海地区を中心とした西日本地区においてランチメニュー・ディナーメニューを導入する等、地域・店舗特性に応じた販売促進やメニュー開発・導入を実施し、既存店売上・客数の増加に努めてまいりましたが、厳しい経営環境の影響を受け、当第1四半期における直営既存店の客数は、前年同四半期比3.1%の減少、直営既存店の売上高は、前年同四半期比2.8%の減少となりました。

店舗展開につきましては、既存店の立て直しを重視していることから、当期は新規出店数を抑制する計画になっており、当第1四半期においては、新規に直営店「幸楽苑」2店舗、地域別には新潟県及び山梨県へ各1店舗を出店いたしました。この結果、当第1四半期末の店舗数は、直営店398店舗、フランチャイズ加盟店25店舗の合計店舗数423店舗（前年同四半期比10店舗増）となり、業態別には「幸楽苑」423店舗となりました。

生産設備関連では、京都工場（京都府京田辺市）において新たにチャーハン生産ラインを稼動させ、店舗への自社製品導入を順次進めております。これにより、主要食材となる麺・ギョーザ・チャーハンが内製化されることになり、味・品質における同業他社との差別化を可能にするとともに、大幅な原価低減に繋がる見通しとなっております。

この結果、売上高は8,305百万円（前年同四半期比1.2%増）となり、営業利益は657百万円（同54.0%増）となりました。

② その他外食事業

その他外食事業においては、うどん及び和食に特化し、来店頻度の向上と利益率の改善に努めてまいりました。また、2010年1月を目処に1店舗をハンバーグ業態へ転換することとして準備を進めております。

店舗展開につきましては、新規出店を抑制しており、当第1四半期末の店舗数は、直営店3店舗、業態別には「和風厨房伝八」3店舗となっております。

この結果、売上高は74百万円（前年同四半期比1.5%減）となり、ハンバーグ業態転換に向けての調査・準備費用が発生したことから営業損失が10百万円（前年同四半期は、営業損失0.3百万円）となりました。

③ その他の事業

その他の事業は、建築施工管理及び厨房機器等の販売、損害保険及び生命保険の代理店業務、広告代理店業務から成っております。

グループ内の求人活動を見直し、求人媒体作成費用が減少したこと等による広告代理店業務の売上高減少から、売上高は73百万円（前年同四半期比55.0%減）となり、営業利益は7百万円（同72.7%減）となりました。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第1四半期連結会計期間末における総資産の残高は、前連結会計年度末に比べ901百万円減少し、20,551百万円（前連結会計年度比4.2%減）となりました。主な減少要因は、次のとおりであります。

現金及び預金が前連結会計年度末に比べ763百万円減少し、2,165百万円（同26.0%減）となりました。これは、長期借入金の返済による支出及び新規出店等の投資支出によるものであります。

(負債)

第1四半期連結会計期間末における負債の残高は、前連結会計年度末に比べ920百万円減少し、12,123百万円（前連結会計年度比7.0%減）となりました。主な減少要因は、次のとおりであります。

一年内返済長期借入金及び長期借入金の合計額が前連結会計年度末に比べ314百万円減少し、6,310百万円（同4.7%減）となりました。これは、契約上の約定返済によるものであります。

(純資産)

当第1四半期連結会計期間末における純資産の残高は、前連結会計年度末に比べ18百万円増加し、8,428百万円（前連結会計年度比0.2%増）となりました。これは、利益剰余金の増加等によるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ1,740百万円減少し、945百万円（前期末比64.7%減）となりました。

当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの主要な要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、前第1四半期連結会計期間に比べ71百万円支出が増加し、140百万円（前年同四半期比102.9%増）の支出となりました。これは、税金等調整前四半期純利益358百万円の収入及び減価償却費183百万円の収入等があったものの、未払費用の増減額210百万円の支出及び法人税等の支払額438百万円の支出等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、1,096百万円の支出（前年同四半期は1,334百万円の収入）となりました。これは、定期預金の預入による支出1,073百万円及び有形固定資産の取得による支出153百万円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、前第1四半期連結会計期間に比べ174百万円支出が増加し、503百万円（前年同四半期比53.1%増）の支出となりました。これは、長期借入金の返済による支出314百万円及び配当金の支払額162百万円等によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び連結子会社）が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりであります。

当社グループは、平成21年5月14日開催の取締役会において、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下、「会社の支配に関する基本方針」といいます。）に基づき、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上するため、買収防衛策の内容一部変更及び導入継続を目的とした「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入継続」（以下、「本対応策」といいます。）について決議し、平成21年6月17日開催の当社第39期定時株主総会における承認を得て導入継続されました。

① 会社の支配に関する基本方針の内容

当社は昭和29年の創業以来、個々人で嗜好が分かれるため全国展開は難しいと考えられていたラーメンを、誰にでも親しめる日常食の「らーめん」ととらえることでチェーンストア化を図った結果、全国28都府県に401店舗出店（平成20年3月末日現在）し、平成19年2月の京都工場の新設で、グループ1,000店舗体制を供給面で確保すると同時に関西以西への足場を築きました。このように当社が成長してこられましたのも、数多くの株主の皆様方、投資家の方々、お客様、お取引先、従業員等々のご支援の賜物であると感謝するとともに、今後も成長を持続させることで皆様方との共栄を祈念するものです。当社が皆様方からこれまでのご支援をいただけたのも、当社の経営理念・当社の企業価値・当社が目指して来た皆様方との関係構築が皆様方に評価・賛同をいただけたからと考えております。

当社のこの様な来歴を鑑み、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、当社の企業価値の源泉、当社のステークホルダーの方々との信頼関係を理解し、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、当社の企業価値及び株主共同の利益を向上させるため、次の様な取組みを実施しております。

当社グループは、当社の企業価値の源泉をさらに高めるため、平成21年3月期を初年度とする3カ年の中期経営計画を策定し、その実現に向けてグループ全社を挙げて取り組んでおります。

この中期経営計画の経営方針は、

イ チェーンストア経営を目指し、直営店を基本とした多店舗展開を推進する。

中期目標として2年以内に500店舗、長期目標として10年以内に1,000店舗達成を目指す。

ロ 集中出店によりドミナント・エリアを確立する。

新たな出店形態の開発を強化し、さらにドミナント・エリアを確立する。

- ハ ニーズに合った商品を提供する。
 - 出店エリアや出店形態に合わせた商品を開発する。
- ニ 内製化比率を向上させ、原価低減を図る。
 - 自社製造工場の稼動率向上と自社内加工製品の拡充。
- ホ 人材確保・育成システムの充実を図る。
 - グループ1,000店舗体制に向け、労働力の確保・女性の社会進出の一環として、パートナーからの正社員登用・女性店長の育成を積極的に実施するとともに、キャリア・キープ制度（女性社員の出産・育児後の職場復帰制度）等の導入を図り、労働環境を改善し、人材の確保に努める。

また、長期数値目標値として、経常利益率10%、投下資本利益率（R O I）20%以上、自己資本利益率（R O E）10%以上を掲げ、経営効率の改善に努めてまいります。また、このような施策をより機動的かつ効率的に推し進めていくことにより、社会のインフラ企業（『幸楽苑がって良かった』、『幸楽苑がないと困る』）として認められることが、当社グループの企業価値の源泉をさらに高め、ひいては株主の皆様をはじめとするあらゆるステークホルダーの利益につながると確信しております。

③ 本対応策の内容（会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が決定されることを防止するための取組み）

イ 本対応策の対象となる当社株式の買付

本対応策の対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループの保有割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、結果として特定株主グループの保有割合が20%以上となる当社株式等の買付行為、または既に20%以上を所有する特定株主グループによる当社株式等の買増行為（いずれについても買付、買増の方法の如何は問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行うものを「大規模買付者」といいます。）とします。

ロ 大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールとは、大規模買付行為に先立ち①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過し、③当社取締役会の評価内容・意見を株主の皆様に開示した後に初めて大規模買付行為を開始することを認めるというものです。大規模買付ルールの概要は次のとおりです。

a 意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社取締役会宛に、日本語で記載された「意向表明書」を提出していただきます。当該意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要並びに大規模買付ルールに従う旨の誓約を記載し、提出していただきます。

b 大規模買付情報の提供

当社はこの意向表明書の受領後10営業日以内に、大規模買付者から当社取締役会に対して、当社の株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な日本語で記載された情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）の提出を求めます。

大規模買付情報の具体的な内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、情報提出依頼項目の主要なものは次のとおりです。

- 1) 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び各組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含む。）の詳細（具体的な名称、資本構成、財産内容等を含む。）
- 2) 大規模買付の目的、方法及び内容（買付の対価の価額・種類、買付の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性等を含む。）

- 3) 大規模買付の対価の価額の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報）
- 4) 大規模買付の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含む。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容）
- 5) 大規模買付行為により当社及び当社のステークホルダーに生じることが予想されるシナジーの内容
- 6) 大規模買付者が当社取締役会に提案する当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- 7) 大規模買付の後における当社及び当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の待遇方針

なお、当初提出いただいた情報を精査した結果、当該大規模買付提案の内容・効果を、株主の皆様及び当社取締役会が理解する上で不十分と認められる場合には当社取締役会は大規模買付者に対して大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。また、大規模買付行為の提案があった事実については速やかに開示します。また、当社取締役会に提案された大規模買付情報、当社取締役会の当該大規模買付提案への評価内容等は、当社株主の皆様の判断の必要性を考慮し適宜開示いたします。

c 取締役会による評価期間

当社取締役会は、大規模買付行為の評価の難易度に応じ大規模買付者が当社取締役会に対し大規模買付情報の提供を完了した後、60日以内(対価を現金(円貨)のみとする買付の場合)または90日以内(その他の対価の場合)を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。当社取締役会は、大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合には、速やかにその旨及び取締役会評価期間が満了する日を公表いたします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は後記ニ、aに記載する独立委員会による勧告を受ける他、適宜必要に応じて外部専門家の助言を受けながら提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示します。また必要に応じ大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉する事も想定されますし、当社取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

ハ 大規模買付行為がなされた場合の対応

a 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、大規模買付行為に対する後記bのケースの様な対抗措置は講じません。

仮に当社取締役会が当該大規模買付行為に反対であった場合も、当該買付提案についての反対意見を表明し、代替案の提示を行うことも想定されますが、株主の皆様が大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見や代替案をご検討の上、株主の皆様ご自身にご判断いただくことになります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は例外的に当社株主の皆様の利益を守るために適切と判断する対抗措置を講じことがあります。大規模買付行為が当社企業価値及び当社株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合とは、具体的には次の1)から2)の類型に該当するケースです。

1) 次に掲げる行為により、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付である場合

i 株式を買い占め、その株式につき当社または当社関係者に対して高値で買取を要求する行為

- ii 当社の経営を一時的に支配して、経営に必要な資産、知的財産、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客などを大規模買付者、その他等に移譲させる目的で行われる行為
 - iii 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - iv 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な配当をさせるか、一時的配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- 2) 強圧的二段階買付等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付である場合
- b 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合
- 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法令により認められる措置（以下、「対抗措置」といいます。）を講じ、大規模買付行為に対抗する場合があります。具体的な対抗措置については、その時点で適切と当社取締役会が判断したものを選択することとなります。

ニ 対抗措置の合理性及び公平性を担保するための制度及び手続き

a 独立委員会の設置

大規模買付ルールに則って一連の手続きが進行されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行いますが、本対応策を適正に運用し、当社取締役会による恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するために、独立委員会規程を定め、独立委員会を設置することといたします。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役、または社外有識者等から選任します。

b 対抗措置発動の手続

前記ハ. a に記載のとおり大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。

一方、前記ハ. b に記載のとおり対抗措置をとる場合、並びに前記ハ. a ただし書きの記載に基づき例外的に対抗措置をとる場合には、その合理性・客観性を担保するために、当社取締役会は、独立委員会に対し対抗措置の具体的な内容及びその発動の是非について諮問するものとします。独立委員会は、大規模買付情報の内容等を十分勘案した上で対抗措置の内容及びその発動の是非について前記ロ. c の取締役会評価期間の期限の遅くとも7日前までに当社取締役会に対して勧告を行うものとします。

当社取締役会は、対抗措置を講じるか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

なお、当社が対抗措置を講じるか否かの判断を決定した場合は、その内容を独立委員会の勧告内容と併せて株主の皆様に速やかに開示いたします。

c 対抗措置発動の停止等について

上記 b に従い、当社取締役会が具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など対抗措置の発動が適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、あらためて独立委員会に諮問し、対抗措置の発動の停止または変更などを行うことがあります。例えば対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合、当社取締役会において無償割当が決議され、または、無償割当が行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなどの理由により当初予定していた対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、新株予約権の行使期間開始までの間は、独立委員会の勧告を受けた上で、無償割当の中止、または無償割当後においては、当該新株予約権を当社が無償取得することより対抗措置の停止を行うことができるものとします。(なお、上記のとおり、当該新株予約権を当社が無償取得した場合、当社は、同新株予約権を速やかに消却いたすこととします。)

このような対抗措置の停止または変更を行う場合は、速やかに開示いたします。

d 取締役の行動規範

取締役会は、大規模買付ルールを適用するに当たり、行動規範として次の各項を遵守します。

- ・取締役会は、大規模買付ルールの公正な適用に努めます。
- ・取締役会は、大規模買付者からの大規模買付提案を真摯に検討します。
- ・取締役会は、大規模買付者との交渉は真摯に行います。
- ・取締役会は、大規模買付行為に関する一連の過程を適時適切に開示し、取締役会としての意見、評価または判断を付し、株主に対する説明責任を果たします。
- ・取締役会は、独立委員会の独立性を実質的に担保します。
- ・取締役会は、取締役会が下した判断に対し、最終的な責任を負います。

ホ 本対応策が株主及び投資家の皆様に与える影響

a 大規模買付ルールが株主及び投資家の皆様に与える影響

大規模買付ルールは、当社の株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報を提供し、株主の皆様に当社取締役会が提示する代替案等を検討する機会を留保することを目的としております。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切に判断していただくことが可能となります。大規模買付ルールは、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主の皆様の共同の利益の確保に資するものであると考えております。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向及び本対応策に基づく当社の開示情報にご注意下さい。

b 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として前記ハのとおり対抗措置を講じることがありますが、当社取締役会が具体的な対抗措置を講じることを決定した場合、適用ある法令、当社が上場する東京証券取引所の上場規則に従って、適時適切な開示を行います。

対抗措置として新株予約権の無償割当が行われる場合には、割当期日における株主の皆様は、その保有する株式数に応じて無償で新株予約権の割当を受けることとなります。その後当社が新株予約権の取得の手続きを取る場合には、大規模買付者等以外の株主の皆様は、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領する為に格別の不利益は発生しません。ただし、割当期日において当社の最終の株主名簿に記載または記録されていない株主の皆様に関しては、他の株主の皆様が当該新株予約権の無償割当を受け、当該新株予約権と引換えに当社株式を受領されることに比して、結果的にその法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。

なお、独立委員会の勧告に基づく当社取締役会の決定により、当社が当該新株予約権の割当中止、当該新株予約権の発行の中止、発行した新株予約権の無償取得を行う場合、及び当該新株予約権の発行差止の決定がなされた場合には、1株あたりの株式の価値の希薄化は生じませんが、上記のような場合に、当該新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後（権利落ち日以降）に当社株式の価値の希薄化が生じることを前提にして当社株式の売買等を株主または投資家の皆様が行うと、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者については、対抗措置が講じられることにより、結果的に、その法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。

c 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要となる手続き

対抗措置として、例えば、新株予約権の無償割当がなされる場合には、割当期日における株主の皆様は、引受の申込みを要することなく新株予約権の割当を受け、また当社が新株予約権の有償取得の手続きをとる場合には、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する申込みや払込など等の手続きは必要となりません。

株主の皆様が、新株予約権の割当を受けるためには、新株予約権の割当期日までに、当社の株主名簿に記載または記録される必要があります。

これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当を実施する際に、法令及び当社が上場する東京証券取引所の上場規則に基づき別途お知らせします。

d 新株予約権の譲渡制限

対抗措置として、新株予約権の無償割当がなされる場合には、当該新株予約権に譲渡制限を付すことを想定している為、新株予約権の譲渡に際しては当社取締役会の承認が必要になりますが、当社取締役会は大規模買付者による譲渡及び大規模買付者に対する譲渡以外は原則として譲渡を認める方針である為、大規模買付者以外の株主の皆様が法的権利または経済的側面において格段の損失を被るような事態は想定しておりません。

へ 本対応策の適用開始、有効期限、継続及び廃止

本対応策の有効期間は、3年間（平成24年6月に開催予定の定時株主総会終結時まで）いたします。以降、本対応策の継続（一部修正した上での継続を含みます。）に関しましては、その後の定時株主総会の承認を経ることといたします。

当社取締役会は、本対応策の有効期間中であっても関連法令、東京証券取引所が定める上場規則等の変更、またはこれらの解釈、運用の変更があった場合に必要と認められる範囲内で、独立委員会の承認を得た上で本対応策を修正または変更する場合がございます。

また、本対応策はその有効期間中であっても、株主総会において本対応策を廃止する旨の決議が行われた場合は、その時点で、本対応策は廃止されるものとします。

当社は本対応策の継続・変更・廃止等を決定した場合には、その旨を速やかに株主の皆様にお知らせします。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間の研究開発費の総額は12百万円であります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

- ① 当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。なお、前連結会計年度末において計画中であった重要な設備の新設、拡充等のうち、当第1四半期連結会計期間に完成したものは次のとおりあります。

新設

会社名 事業所名	所在地	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	取得価額 (千円)	完成年月	完成後の 増加能力
㈱幸楽苑 新発田店他1店	新潟県 新発田市他	ラーメン	店舗新設	(注)1 120,944	平成21年4月～平成21年6月	110席
㈱幸楽苑 京都工場	京都府 京田辺市	ラーメン	建屋改修	59,000	平成21年4月	—

(注) 1 取得価額には、敷金6,000千円を含んでおります。

2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

- ② 当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画は次のとおりであります。なお、新たに確定した重要な設備の新設の計画はありません。

除却

会社名 事業所名	所在地	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	期末帳簿価額 (千円)	除却等の予定年月	摘要
㈱幸楽苑 八尾南店他1店	大阪府 八尾市他	ラーメン	店舗閉鎖	—	平成21年7月	注
㈱幸楽苑 伝八安積店	福島県 郡山市	その他外食	店舗閉鎖	—	平成21年12月	注

(注) 上記店舗については店舗閉鎖の意思決定時において固定資産について減損損失を計上するとともに、閉鎖によって見込まれる撤去費用等を店舗閉鎖損失引当金として計上しているため、新たな除却等に係る費用、損失の発生の予定はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年8月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	16,268,441	16,268,441	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であります。
計	16,268,441	16,268,441	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成21年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権

平成19年度新株予約権(平成19年9月12日付与)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数	8,160個 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	816,000株 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,188円 (注)3、4
新株予約権の行使期間	自 平成19年10月1日 至 平成22年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,188円 資本組入額 594円
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、新株予約権の割当日時点において、当社又は当子会社の取締役及び従業員の地位にあり、新株予約権の行使時点において、当社又は当子会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位にあることを要する。但し、新株予約権者が、当社又は当子会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合、当社又は当子会社の従業員が定年等の事由により退職した場合、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は行使できるものとする。</p> <p>新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとする。</p> <p>新株予約権の割当個数の全部又は一部につき新株予約権を行使することができる。但し、新株予約権の行使は、割り当てられた新株予約権の個数の整数倍の単位で行使するものとする。</p> <p>新株予約権の質入、担保権の設定その他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>その他新株予約権の行使の条件は、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)6

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100株であります。
- 2 新株予約権の割当日後、当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

- 3 新株予約権の割当日後に、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 4 新株予約権の割当日後に、当社普通株式につき、時価を下回る価額で株式を発行し又は自己の株式を処分する場合（会社法第194条の規定に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換（取得）、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新株式発行(処分)前の1株当たり株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収合併、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第263条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権（以下、「再編対象会社新株予約権」という。）を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。

- (4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

- (5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の権利行使期間の満了までとする。

- (6) 再編対象会社新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。

② 増加する資本準備金の額は、上記①に記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限

譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (8) 再編対象会社新株予約権の取得条件

注6に準じて決定する。

- 6 新株予約権の取得条項

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（株主総会の承認が不要な場合には、当社取締役会の決議がなされた場合）、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は未行使の新株予約権を無償で取得することができるものとする。

② 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社はその有する未行使の新株予約権を無償で取得することができるものとする。

③ 上記①及び②の場合における手続は、当社が定めるところによる。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年4月1日～ 平成21年6月30日	—	16,268,441	—	2,661,662	—	2,608,070

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成21年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 14,100	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 16,177,200	161,772	同上
単元未満株式	普通株式 77,141	—	同上
発行済株式総数	16,268,441	—	—
総株主の議決権	—	161,772	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,300株(議決権13個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式2株及び証券保管振替機構名義の株式45株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成21年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社幸楽苑	福島県郡山市田村町金屋字 川久保1-1	14,100	—	14,100	0.08
計	—	14,100	—	14,100	0.08

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月
最高(円)	1,152	1,141	1,149
最低(円)	1,100	1,098	1,110

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、また、当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,165,375	2,928,474
売掛金	134,262	163,173
たな卸資産	※1 237,327	※1 203,795
その他	659,260	739,165
流動資産合計	3,196,226	4,034,609
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※2 4,794,752	※2 4,825,992
土地	3,954,241	3,954,241
その他（純額）	※2 1,822,112	※2 1,762,310
有形固定資産合計	10,571,106	10,542,543
無形固定資産	145,656	147,821
投資その他の資産		
建設協力金	2,701,119	2,787,578
敷金及び保証金	2,217,568	2,220,979
その他	1,720,818	1,720,086
貸倒引当金	△1,184	△1,175
投資その他の資産合計	6,638,322	6,727,469
固定資産合計	17,355,084	17,417,835
資産合計	20,551,310	21,452,444
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,557,163	1,575,614
1年内返済予定の長期借入金	1,695,632	1,747,352
未払法人税等	69,344	490,472
店舗閉鎖損失引当金	4,295	—
その他	2,786,653	2,968,489
流動負債合計	6,113,089	6,781,928
固定負債		
長期借入金	4,614,656	4,877,564
その他	1,395,394	1,383,656
固定負債合計	6,010,050	6,261,220
負債合計	12,123,139	13,043,148

(単位：千円)

当第1四半期連結会計期間末
(平成21年6月30日)

前連結会計年度末に係る
要約連結貸借対照表
(平成21年3月31日)

純資産の部		
株主資本		
資本金	2,661,662	2,661,662
資本剰余金	2,658,098	2,658,098
利益剰余金	3,086,455	3,067,465
自己株式	△19,530	△19,530
株主資本合計	<u>8,386,686</u>	<u>8,367,695</u>
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	684	—
評価・換算差額等合計	<u>684</u>	<u>—</u>
新株予約権	40,800	41,600
純資産合計	<u>8,428,171</u>	<u>8,409,295</u>
負債純資産合計	<u>20,551,310</u>	<u>21,452,444</u>

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
売上高	8,307,779	8,396,045
売上原価	2,465,746	2,348,615
売上総利益	5,842,032	6,047,430
販売費及び一般管理費	※ 5,586,406	※ 5,695,082
営業利益	255,626	352,348
営業外収益		
受取利息	18,233	14,641
固定資産賃貸料	15,270	23,571
協賛金収入	18,300	19,050
その他	14,742	21,098
営業外収益合計	66,546	78,360
営業外費用		
支払利息	20,085	26,603
シンジケートローン手数料	41,865	—
固定資産賃貸費用	—	21,031
その他	19,143	9,496
営業外費用合計	81,093	57,130
経常利益	241,079	373,578
特別利益		
投資有価証券評価損戻入益	20,139	31,885
その他	900	800
特別利益合計	21,039	32,685
特別損失		
投資有価証券評価損	10,952	14,377
減損損失	8,915	28,328
その他	3,750	5,306
特別損失合計	23,618	48,011
税金等調整前四半期純利益	238,500	358,252
法人税、住民税及び事業税	50,180	42,160
法人税等調整額	75,683	134,558
法人税等合計	125,863	176,718
四半期純利益	112,636	181,534

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	238,500	358,252
減価償却費	155,203	183,612
減損損失	8,915	28,328
店舗閉鎖損失引当金の増減額（△は減少）	—	4,295
受取利息及び受取配当金	△21,153	△17,058
支払利息	20,085	26,603
シンジケートローン手数料	41,865	—
売上債権の増減額（△は増加）	△6,292	28,910
たな卸資産の増減額（△は増加）	△59,608	△33,531
仕入債務の増減額（△は減少）	76,724	△128,890
未払費用の増減額（△は減少）	△103,862	△210,347
その他	△26,498	76,961
小計	323,879	317,135
利息及び配当金の受取額	10,922	2,709
利息の支払額	△9,468	△19,624
法人税等の支払額	△394,424	△438,941
その他	—	△1,479
営業活動によるキャッシュ・フロー	△69,091	△140,199
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△54,000	△1,073,000
定期預金の払戻による収入	1,692,000	96,000
有形固定資産の取得による支出	△221,719	△153,388
投資有価証券の取得による支出	—	△21,000
敷金及び保証金の差入による支出	△46,948	△17,726
敷金及び保証金の回収による収入	20,510	21,137
建設協力金の支払による支出	△116,930	△17,800
建設協力金の回収による収入	77,185	74,862
その他	△15,670	△5,948
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,334,427	△1,096,864
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	—	△25,863
長期借入金の返済による支出	△165,888	△314,628
配当金の支払額	△162,547	△162,543
その他	△120	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△328,555	△503,034
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	936,779	△1,740,098
現金及び現金同等物の期首残高	1,343,634	2,685,874
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 2,280,414	※ 945,775

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

該当事項はありません。

【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間
(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間において、区分掲記しております「シンジケートローン手数料」(当第1四半期連結累計期間計上額1,865千円)は、営業外費用の総額の100分の20以下となったことから、営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

前第1四半期連結累計期間において、営業外費用の「その他」に含めておりました「固定資産賃貸費用」は、営業外費用の総額の100分の20を超えたため、当第1四半期連結累計期間より区分掲記しております。なお、前第1四半期連結累計期間の営業外費用の「その他」に含まれる「固定資産賃貸費用」は、11,459千円であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間において、区分掲記しております「シンジケートローン手数料」(当第1四半期連結累計期間計上額1,865千円)は、重要性が減少したことから、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しております。

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
※1 たな卸資産の内訳	※1 たな卸資産の内訳
商品及び製品 107,739千円	商品及び製品 76,910千円
仕掛品 9,368	仕掛品 8,571
原材料及び貯蔵品 120,218	原材料及び貯蔵品 118,313
※2 有形固定資産の減価償却累計額 4,172,287千円	※2 有形固定資産の減価償却累計額 4,016,239千円

(四半期連結損益計算書関係)

第1四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
給料手当 2,530,379千円	給料手当 2,814,564千円
退職給付費用 32,641	退職給付費用 29,655
賃借料 1,163,199	賃借料 1,138,443

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係	※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係
現金及び預金 2,375,014千円	現金及び預金 2,165,375千円
預入期間が3か月超の定期預金 △94,600	預入期間が3か月超の定期預金 △1,219,600
現金及び現金同等物 2,280,414	現金及び現金同等物 945,775

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日至 平成21年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	16,268,441

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	14,102

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる 株式の数(株)	当第1四半期 連結会計期間末残高 (千円)
提出会社	平成19年ストック・オプション としての新株予約権	—	—	40,800

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年4月21日 取締役会決議	普通株式	利益剰余金	162,543	10	平成21年3月31日	平成21年6月18日

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)

デリバティブ取引にはヘッジ会計を適用しておりますので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

記載すべき事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

主たる事業である「ラーメン事業」の売上高、営業利益の金額が、全セグメントの売上高の合計、営業利益の合計額に占める割合が、いずれも90%を超えていたため、記載を省略しております。

当第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

主たる事業である「ラーメン事業」の売上高、営業利益の金額が、全セグメントの売上高の合計、営業利益の合計額に占める割合が、いずれも90%を超えていたため、記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 1 株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
516円00銭	514円79銭

(注) 1 株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	8,428,171	8,409,295
純資産の部の合計額から 控除する金額(千円)	40,800	41,600
(うち新株予約権)	(40,800)	(41,600)
普通株式に係る純資産額(千円)	8,387,371	8,367,695
普通株式の発行済株式数(千株)	16,268	16,268
普通株式の自己株式数(千株)	14	14
1 株当たり純資産額の算定に用いられ た普通株式の数(千株)	16,254	16,254

2 1 株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益

前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
1 株当たり四半期純利益 6 円92銭	1 株当たり四半期純利益 11 円16銭
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益 6 円24銭	潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益 —

(注) 1 当第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有して
いる潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2 1 株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
1 株当たり四半期純利益金額		
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(千円)	112,636	181,534
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	112,636	181,534
普通株式の期中平均株式数(千株)	16,254	16,254
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(千株)	1,778	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定に含まれなかつた 潜在株式について前連結会計年度末から重要な 変動がある場合の概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

平成21年4月21日開催の取締役会において、平成21年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり期末配当を行うことを決議いたしました。

- | | |
|----------------------|------------|
| ① 配当金の総額 | 162百万円 |
| ② 1株当たりの金額 | 10円 |
| ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 | 平成21年6月18日 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月14日

株式会社幸楽苑
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 尾 形 克 彦 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 押 野 正 徳 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 富 横 健 一 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社幸楽苑の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社幸楽苑及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月14日

株式会社幸楽苑
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 尾 形 克 彦 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 押 野 正 徳 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 富 横 健 一 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社幸楽苑の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社幸楽苑及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 東北財務局長

【提出日】 平成21年8月14日

【会社名】 株式会社幸楽苑

【英訳名】 KOURAKUEN CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 新井田 傳

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 福島県郡山市田村町金屋字川久保1番地1

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長新井田傳は、当社の第40期第1四半期(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

